

令和3年度 第1回  
逗子市国民健康保険運営協議会

令和3年4月23日

逗子市福祉部国保健康課

## 令和3年度 第1回逗子市国民健康保険運営協議会

日時 令和3年4月23日（金）

10:00～11:00

場所 逗子市役所5階 第3会議室

### 出席者

出席者

佐々木 つぐ巳 委員 高津 恵一 委員 小松原 秀樹 委員

松岡 三夫 委員 池上 晃子 委員 上田 浩之 委員

欠席者

松澤 修司 委員

事務局

須藤福祉部長 廣川福祉部次長 廣末福祉部参事兼国保健康課長

鈴木副主幹 稲井係長 金子主事

傍聴者

なし

### 1 議 題

(1) 令和3年度逗子市国民健康保険料率（案）について

(2) その他

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回逗子市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は、本協議会会長に議事の進行をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます逗子市福祉部参事兼国保健康課長の廣末でございます。よろしく願いいたします。

改めまして、本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、3年任期となっております。今年度が最終年度となります。

昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、3回中2回、書面会議とさせていただくなど、十分なお審議をいただけないこともございましたが、今年度につきましても引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今年度の第1回目につきましては、感染拡大防止対策を講じながら皆様にお集まりいただきまして、開催させていただきました。会議時間も極力短縮できたと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日、出席の委員の皆様は、全7名のうち6名がご出席いただいておりますので、本市の国民健康保険協議会規則第3条の規定における委員定数の2分の1以上という開催要件を満たしていることをまずご報告申し上げます。

それでは次に、本市福祉部長の須藤から挨拶申し上げます。

(須藤福祉部長) 改めまして、おはようございます。本日もご出席いただきましてありがとうございます。

昨年度はコロナ禍のため、今、事務局からお話あったように一度の開催でございました。ご存じのとおり現在も感染状況ということに関しましては、あまりいい状態ではないという状況でございまして、今後は医師会のお力、また、本日ご出席いただいている池上委員のお力を借りながら、5月10日から市民への接種を行いたいと思っております。これ以上拡大しないように逗子市におきましても警戒を強めていかなければいけないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の案件は、保険料率についてでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) それでは、大変恐縮でございますが、ここからは着座したまま説明をさせていただきます。

資料につきましては、事前に送付いたしましたが、本日、よろしいですね、お持ちですね。

では、事前に委員の皆様へ送付させていただきました資料の確認をいたします。

最初が、本日の会議次第でございます。次が、議題（１）の令和３年度本市国民健康保険料率（案）でございます。その次が、資料①、本年度保険料率の前年度との比較等の資料でございます。次が、資料の②、令和３年度国民健康保険事業特別会計予算表の歳出の表でございます。その次が、資料③、同じく予算表の歳入の表でございます。その次が、資料④、保険料率の告示の案でございます。その後参考といたしまして、国民健康保険被保険者数・世帯数等一覧、年齢階層別・男女別の内訳の表でございます。そして最後が、本運営協議会の委員名簿をおつけしてございます。

資料は以上でございます。よろしいでしょうか。

本日は、現在のところ傍聴者、傍聴希望者はございません。途中、希望者がもしおりましたら、順次入室していただくこととなりますので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、これより先の議事につきましては、佐々木会長に進行をお願いいたします。よろしく申し上げます。

（佐々木会長） 皆さん、おはようございます。鎌倉保健福祉事務所の佐々木と申します。議長を務めさせていただきます。ここからは私も着座をお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきますが、運営協議会規則第５条第２項の規定による本日の会議録署名委員については、松岡委員と上田委員をお願いいたします。

では、これより議題に移ります。

議題（１）令和３年度逗子市国民健康保険料率（案）について、事務局の説明をお願いします。

（廣末福祉部参事兼国保健康課長） それでは、別紙の議題（１）の資料をご覧ください。

令和３年度本市国民健康保険料率の案につきまして、所得割の率、均等割の額及び平等割の額につきましては、この表のとおりでございます。

詳細の補足資料といたしまして、別紙資料①をご覧ください。

１、令和３年度の保険料率（案）のとおり、令和３年度の保険料率につきましては、前年度、令和２年度と同じ率、同じ額となります。右の列、参考のところにある賦課限度額につきましても政令規定となり、前年度と変更はございません。

２、国民健康保険事業の財源、歳入歳出の見込額となりますが、令和３年度歳入歳出予算は、別紙資料②及び資料③のとおりとなります。なお、前年度、第３回目の２月に書面会議にてお示しいたしました予算案から金額等の変更はございません。

続きまして、３、保険料賦課総額の配分割合についてでございますが、前年度と同じで、所

得割、均等割、平等割の割合は55対30対15となります。

4、保険料率算定に係る基礎数値等をご覧のとおり、被保険者の人数、世帯数は毎年減少を続けているという状況でございます。

5の保険料率の決定、告示にございますとおり、保険料率につきましては、本日の本協議会の審議を経て決定し、告示することとなります。告示文の案につきましては、資料④のとおりでございます。

保険料率の決定につきましては、書面開催となりました前回2月の運営協議会で詰めさせていただいておりますが、令和3年度予算におきましては、新型コロナウイルスの影響を勘案いたしまして、保険料負担緩和のための基金の取崩しと一般会計からの繰入金を、これまで減少させていた一般会計の繰入金を増額をしたということにより、その2つから保険料率を維持する予算としたところでございます。

保険料の当初通知につきましては、6月から3月分の10期に分けて、6月中旬に世帯主宛てに送付する予定でございます。

議題（1）の説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

（佐々木会長） 説明が終わりました。

ご質疑、ご意見はありませんか。

2月の書面会議のときに資料を皆さんに配付して、特にその後、質疑とかはなかったということよろしいですか。

（鈴木副主幹） ご意見等を2点いただきまして、ホームページのほうには掲載させていただいております。この場でご紹介をさせていただいたほうがよろしいですか。

（佐々木会長） もし皆が質疑等がなければ、ちょっと参考に。

（廣末福祉部参事兼国保健康課長） 2点、今ありましたということで、1点は上田委員のほうから、この予算案におきまして、その他一般会計繰入金が新型コロナウイルスの影響により増額となっていると。今後の削減計画はどうなっているのかというところでございます。

市のほうの回答といたしましては、今の方針といたしましては、県の国民健康保険の運営指針の中で、削減対象とならないその他一般会計繰入金でも、決算補填、赤字補填というものの以外の金額が、逗子市におきましても約8,000万円程度というものの繰入れは今後も継続することとしながら、急激な保険料の負担を緩和するというために、残りの削減対象分につきましては、段階的に削減をしていくという計画でございます。

平成30年度と令和元年度におきまして、計2億円を削減いたしまして、令和2年度につつま

しても令和元年度から2,000万円削減をしてきているところでございます。

この令和3年度の予算編成におきましては、この新型コロナの影響で、その順次削減というところを一時凍結いたしまして、先ほども説明させていただきました基金の繰入れに加えて、一般会計からの繰入金を増額させていただいて対応をいたしました。

令和4年度以降につきましては、その状況も踏まえながら削減の方針に従って、削減可能なときには削減していくという予定であります。

2つ目は、松澤委員から、今日ご欠席ですけれども、ご意見としていただいております。

令和3年度予算案において、その他一般会計繰入金が増額となっていると、また、基金からの繰入れというところを見込んでいるという予算になっていますけれども、やはり新型コロナウイルスの影響を考えるとやむを得ない対応だと思えるというご意見をいただいております。

これが前回でありました質問、ご意見でございます。

(佐々木会長) すみません、ありがとうございます。

では、皆さんほかにご質疑、ご意見は。

(上田委員) その関係で、確かに新型コロナの影響で被保険者の方の急激な負担増のためにその他の一般会計繰入金額を上げるということを仕方ないと思うんですけれども、先ほどのご説明の中にもあった今後削減していくということなんですが、当初、去年聞いたときには、平成29年度から4年かけてゼロにするということだったということをお聞きしていたんですけれども、削減可能なときということだったんですが、具体的にはどういった計画、何年までにとかというのはあるんでしょうか。

それと、保険者努力支援分、資料③の予算歳入のところ、令和3年度は2,012万1,000円ということなんですけれども、これは保険者努力支援制度の評価指数の見直しで、法定外繰入金に対してマイナス評価を導入するという事になっていると思うんですね。その影響がどれぐらい影響があったのかなと思って、そこの辺の影響度合いをお聞きしたいなど。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) 令和3年度予算のときには、まだ努力者支援制度の中での法定外繰入れの削減というものの評価を反映した金額自体はまだ導入はされていないんです。この評価については、実際に金額的に影響してくるのが、2年度遅れになるんです。

(上田委員) 令和4年度予算。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) そうですね。ですので、今回、令和3年度だと令和元年度の実際取組といいますか、結果というところが反映されてくるというところになりますので、その状況が反映されてくるのは、またその先にはなろうかと思っております。

(上田委員) これには今は反映されたものは載っていないけれども、令和元年度のものについて反映されるのはいつになりますか、分かるのは。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) 令和元年度のが今回の保険者努力支援制度の評価分が入ってきます。ただ、令和元年度のときにはまだ法定外繰入れの減少という評価項目がないのでという。

(上田委員) じゃ、令和4年度の予算でそれが。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) そうなりますね。

削減計画につきましては、1億8,000万円だった令和元年度、もともと平成29年度から5年間、令和3年度までに減少させるということで計画をしておりましたので、現時点ではそれが変更になるというところではないんですけれども、当然、計画上、来年度までに一挙に全額というところはかなり不可能に近いので、またそこは今年度の神奈川県に出していく中で、来年度以降で順次、来年度から5年計画で1億円を削減をするという計画を改めて神奈川県を通じて国のほうに提出するという予定でございます。

(上田委員) これらの被用者保険の加入者の負担の増、法定外の繰入金についてのマイナス評価がされるということを今後勘案していただいて、法定外繰入金等をご検討いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) 当然、削減計画というところでしっかりと進めたいとは思いますが、やはり新型コロナウイルスの影響が多く、後ほどまた状況等を説明させていただきますけれども、減免制度が続いていたりですとか、傷病手当があったりということで、所得自体もというところもございまして、そこは保険料の負担増と法定外繰入れの削減、そこら辺はしっかりバランスを取りながら行っていきたいなと思っております。

(上田委員) お願いします。以上です。

(佐々木会長) ほかにご質疑、ご意見はありませんか。

松岡委員。

(松岡委員) 資料①で見ますと、今年度、令和3年度の保険料率を算定するに当たって、これらの資料の中身で算出をして、その結果を告示をするということになっておりますが、被保険者対象とすれば、前年度の令和2年度と同様のパーセント、金額ということで、案としているところなんですけれども、1点だけちょっと検討をお願いしたい事項がございます。

それは、今申し上げた資料①で、これらのいろいろ基礎数値等を使って計算した結果が今回告示に至るということですが、その計算の途中が、算定する途中の計算式が見えなんです。

それを次回以降、そういう資料がもし作成が可能ならば作っていただくと、より分かりやすくなると思います。

例えば、ここで保険料率が5.75%ということで、小数点以下第2位まで記載されております。これは、例えば小数点以下第3位を四捨五入したのか、あるいは切上げ、切捨てしたのか、そういうところが見えません。

また、金額についても、これを見ますと100円未満、端数ないんですね。100円以上で金額が決定されていますので、その100円未満も同じく四捨五入したのか、切上げたのか、切捨てしたのか、そういうのが何に基づいてそういう金額を算出したのかその辺が見えないので、もし可能であれば、そういう途中の実際の計算式といいますか、実際の数字を使った内容を、そういう資料がもし可能であれば、次回以降つけていただくとよく内容的に理解もできると思うんですが、私はそういう意見でございます。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) ありがとうございます。

均等割、平等割の額につきましては、たしか税と同じように100円未満は切捨てで計算をすることに多分なっていると思うんですね。当然、私たちはそういうふうにもう思い込みで、思い込みといいますか当たり前みたいに思っちゃうんですが、そういうこれがどういうことなのかというところはお示しできるように次回以降ちょっと資料を整えさせていただきます。その根拠みたいのもあれば書いていたほうが分かりやすいという意味でもありますよね。

(松岡委員) そうですね。資料①だと全体像、総論みたいなのがあって、告示の内容になるともう答えなんですよ。だから、その計算途中が見えないんで、そこがもしこちらで皆さんに提供できるデータであれば、そこを見える化していただければいいんじゃないかというのが意見なんですよ。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) 分かりました。

(鈴木副主幹) 少なくとも、例えばこの計算する税の総賦課総額、そういうようなものも載っていないということもございますし、結局その辺のところも出せるところは出したいなと。ただ、どういうようなことをやっているかという、電卓でたたいているものではございませんで、国保中央会のソフトがございまして、それで計算をしているということもございまして、ちょっとその辺のところを検証して、出せるところは出したいなと思います。

(松岡委員) 例えば被保険者数についても、前年度の平均の数字をもって基礎数値としているのか、この資料を見ると、直近の年度でいうと2月までしかまだデータがないので、3月までないので、そういう場合は要するに前年度の平均の被保険者数を用いているのかとか、そう



というのがちょっと見えていないので、分かる部分でいいんですけども、さっき言ったように端数整理とか、そういうものが見えれば、余計この理解度が深まるのかなということで申し上げます。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) ありがとうございます。

(佐々木会長) よろしく願いいたします。

ほかにはご意見ございませんか。

では、ご意見等なければ議題(1)令和3年度逗子市国民健康保険料率(案)については、皆様のご了承を得られたものとしてよろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

では次に、(2)その他ですが、事務局から何かありますか。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) それでは、その他として、新型コロナウイルス感染症に関しまして、保険料の減免及び傷病手当金の支給を昨年度から実施しております。その状況等についてご報告させていただきます。

まず、保険料の減免でございます。令和2年2月1日以降に納期がある保険料を対象に特例的に減免を行っておりますが、本年3月末現在でその減免をした件数が256件、金額で4,500万円余りということになっているという状況でございます。令和3年度につきましても、国の財政支援のほうが決まりましたため、この減免制度につきましても継続をしていくこととなっております。

次に、傷病手当金の支給でございます。こちらは、令和2年1月1日以降におきまして、療養のため労務に服することができない者に対して特例的に支給を行っておりますが、こちらは本年3月末現在で計2件、金額的には約7万円を支給しているという状況でございます。こちらの対象期間につきましては、6月末まで延長ということになっております。

またもう一つ、その他として、次回、第2回目の協議会についての日程でございます。

第2回目につきましては、例年8月の初旬に開催をしております。今回につきましては、会議室の確保の関係から午前中の開催となってしまいましたが、8月の初旬につきましては、午後の日程での会議室の確保をしております。もし可能でしたら、この場でスケジュール確認をして次回を設定したいなというふうに思っております。

ただ、第2回目につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、また書面会議ということにさせていただく可能性もございますが、現時点の予定では、またこのように集まって開催をさせていただければと思っております。

日程につきましては、8月5日の木曜日、もしくは6日の金曜日のいずれも午後2時からなんですけれども、どちらか、どちらもということであれば、今どちらかに決めさせていただけると。いかがでしょうか。まだ分からないということであれば、改めてにしますけれども。

(佐々木会長) その日は駄目というのは分かっている方、どなたか。誰もいないですか。

(池上委員) 多分駄目だと思います、すみません、5日も6日も。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) その他の委員の皆様はどうでしょうか。

(上田委員) ちょっと予定がまだ全然。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) 分かりました。

そうしましたら、大丈夫だという委員の方もいらっしゃいましたけれども、分からないという委員もいらっしゃいましたので、また改めてお伺いするということで考えたいと思います。

すみません、事務局からは以上でございます。

(高津委員) ちょっと質問よろしいですか。

今回いただいた資料の中で、健康保険被保険者の世帯数一覧の中に、最後の年齢・男女別があるんですが、ご存じのように今コロナで非常にワクチンに対する質問が随分いろいろという方から私も受けるんですが、ちなみに逗子市の75歳以上後期高齢者の男女というのは、大体どの程度の人数がいらっしゃるか、3月2日付のこの数字があるんですが、75歳以上の数字というのは、今は分からんでしょうか。分かりましたら教えてください。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) すみません、合計は分かるんですが。

(高津委員) 結構です、合計で。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) 今年の1月末現在の被保険者の数が1万685人です。

(池上委員) それは国保の加入者。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) いえ、後期高齢者の方です。75歳以上の。

(池上委員) 75歳以上の人口ということですね。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) はい。

(高津委員) ちなみに、コロナのワクチンは、逗子市の方針としては年齢の高いところからということですよ。それで、一応スケジュール的には5月10日が最初の週で、その中に入る後期高齢者というのは、例えば医療関係の方はもう既に終わっていますよね。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) 実はまだ終わっていないんですけれども。

(高津委員) 5月10日時点では終わるわけですよ。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) 実は、神奈川県の方で医療従事者の接種の関係の対応

というのはしているんですけども、少しワクチンの届くのが遅かったりしていますので、遅れたりしていますので、そのときにまだ医療従事者向けの接種というのが並行して行われているということになりそうではありますが、一応、市町村のほうで、逗子市のほうで実施する最初の対象は高齢者の方ですので、それは滞りなく行う予定ですが、10日の週には、ご案内申し上げているように92歳以上の市民の方に対して接種券をお送りしています。接種券が届かないと予約ができないので、10日の週はその方たちが受けられるということになります。

その翌週から、5月17日の週からまた行っていきますので、そのときには対象をもっと広げていけるという予定で、昨日、86歳から91歳の方の接種券を送付をしたところです。今日から順次配達がされるということになります。人数的には約2,600人に送付をいたしました。

(高津委員) ありがとうございます。

(池上委員) 最初は4月26日に逗子市に対して570人分ぐらいですか、570回分のワクチンが配布されるというふうに報道というか、承知していますが、4月26日にそれは来るんですか。それで、実際に5月10日から92歳以上の方の接種を始めるんですね。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) はい、そうです。

(池上委員) 今朝の新聞によると、5月10日と5月17日にかなりの量が各市町村に配布されるというふうに書いてあったんですけども、そうすると5月10日に始められるのはあくまでも92歳以上の方ですね。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) はい。

(池上委員) それ以外の方はその後はずれ込むということですね。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) そうですね。

今おっしゃっていただいたとおり、4月26日に来るというわけではなくて、4月26日の週に1箱、975回分が来ます。1人2回を打つということで、約500人分がまず届きます。それにつきましては、先ほどのとおり5月10日の週、具体的には5月10日と12日と13日で接種を92歳以上の方に始めていくということになります。

4月26日の翌週、5月9日までにあと2箱が来る予定になっています。今回、5月17日からの接種というところはその2箱を順次行っていくということになりまして、10日と17日の週にもまとまって来るということは聞いていますが、今、逗子市に10日と17日の週で幾つ来るかというところは、間もなくはっきりすると思いますけれども、まだ確定はしていないというところですので、それが追加で来ると、また順次対象年齢を高齢者の中でも下げていって、最終的には65歳以上に送れるというような、そんなスケジュールでおります。

(高津委員) 一応ワクチンはファイザー製がベースなんですか。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) そうです。今現在はファイザー社のワクチンしか日本国内では承認を受けていませんので、入ってくる量が確保されているのもファイザー製だけなので、ファイザー製1社のみです。

(高津委員) ありがとうございます。

(池上委員) 先ほど75歳以上の方がざっと1万人ぐらいいらっしゃるわけですよね。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) そうですね。

(池上委員) そうすると、今度10日と17日、その週に来るのが大体2,000回分ぐらいですね。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) そうですね。

(池上委員) そうすると、75歳以上の方でも5人に1人しか受けられないということになるので、また年齢区分を、今は92歳以上が最優先で、その次は85歳以上とか、80歳以上とか、細かく区分して接種を行うんですね。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) そうですね。

(池上委員) そうすると、75歳未満の方が順番に来ると、かなり後になりますね。そういう状況ですね。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) そうですね。

(池上委員) ということです。

(高津委員) そうですね、ありがとうございます。

(佐々木会長) ワクチン接種のスケジュールまで説明いただきありがとうございます。

ほかは何か。

(上田委員) ちょっといいですか。

傷病手当金は、コロナにかかった人だけに出るような。

(鈴木副主幹) いや、疑いのある方も全て。

(上田委員) これは、金額的には1日幾らとか決まっているわけですか。

(鈴木副主幹) 3か月の給料の平均値を出しまして、1日当たりを求めて、その3分の2の額という形でございますので、2件で7万円ほどと僅かな金額になっています。

(上田委員) 何か少ないような気がして、実際広報が足りているのかなと思ったので。

(鈴木副主幹) やはり対象が給与を受けている者というようなところがありますので、そもそも対象者が少ないのかなというところでは。

(上田委員) ありがとうございます。

(佐々木会長) ほかは大丈夫でしょうか。ご意見、ご質問。

では、以上で本日の議事は全て終了となります。

これで閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。